

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注		
		登録者が数人 を超過する 場合	従事者の員 数の基準に準 じない場合	身体障害者 に対する加算	高齢者等の 加算	難病等に対する 加算	通少サービス に対する加算	特別地域小規模 多機能型居宅 介護加算	中山間地域等 における小規模 事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 小規模多機能型居宅 介護費 (1月につき)	1) 同一建物に居住する者以外の者 に対して行う場合	要介護1 ()	10,498	単位						
		要介護2 ()	15,270	単位						
		要介護3 ()	22,399	単位						
		要介護4 ()	24,677	単位						
		要介護5 ()	27,298	単位						
	2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 ()	9,633	単位						
		要介護2 ()	13,649	単位						
		要介護3 ()	20,144	単位						
		要介護4 ()	22,233	単位						
		要介護5 ()	24,516	単位						
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ()	572	単位							
	要介護2 ()	831	単位							
	要介護3 ()	1,204	単位							
	要介護4 ()	1,277	単位							
	要介護5 ()	1,634	単位							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)								
二 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	1) 認知症加算 ()	11月につき 410単位を加算								
	2) 認知症加算 ()	11月につき 410単位を加算								
	3) 認知症加算 ()	11月につき 210単位を加算								
	4) 認知症加算 ()	11月につき 210単位を加算								
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ヘ 若年性認知症利用要人加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)								
キ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	1) 看護職員配置加算 ()	(1月につき 930単位を加算)								
	2) 看護職員配置加算 ()	(1月につき 780単位を加算)								
	3) 看護職員配置加算 ()	(1月につき 450単位を加算)								
ク 看護の連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)								
カ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)								
キ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	1) 総合マネジメント体制強化加算 ()	11月につき 110単位を加算								
	2) 総合マネジメント体制強化加算 ()	11月につき 110単位を加算								
ル 生活機能向上連携加算	1) 生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +100単位)								
	2) 生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +200単位)								
コ 日誌・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ク 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)								
ク 生産性向上推進体制加算	1) 生産性向上推進体制加算 ()	11月につき 100単位を加算								
	2) 生産性向上推進体制加算 ()	11月につき 100単位を加算								
ケ サービス提供体制強化加算	1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 ()	(1月につき 750単位を加算)							注 所定単位は、イから5までにより算定した単位数の合計
		(二) サービス提供体制強化加算 ()	(1月につき 640単位を加算)							
	2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 ()	(1月につき 350単位を加算)							
		(二) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 2.5単位を加算)							
1) 介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算 ()	11月につき +所定単位×102/1000							注 所定単位は、イから5までにより算定した単位数の合計	
	2) 介護職員処遇改善加算 ()	11月につき +所定単位×74/1000								
	3) 介護職員処遇改善加算 ()	11月につき +所定単位×41/1000								
2) 介護職員等特定処遇改善加算	1) 介護職員等特定処遇改善加算 ()	11月につき +所定単位×15/1000							注 所定単位は、イから5までにより算定した単位数の合計	
	2) 介護職員等特定処遇改善加算 ()	11月につき +所定単位×12/1000								
3) 介護職員等ベースアップ等 支援加算	1) 介護職員等ベースアップ等支援加算 ()		11月につき +所定単位×17/1000							注 所定単位は、イから5までにより算定した単位数の合計

注
「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算、及び介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

注
身体障害者に対する加算、高齢者等の加算、難病等に対する加算、通少サービスに対する加算、特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和3年3月31日までの期間適用しない。

注
介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和3年3月31日まで算定可能。